別表六(一)十四の記載要領第１号中「租税特別措置法」の次に「第42条の12の５第１項から第３項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）」を加え、「同項」を「租税特別措置法第42条の12の５第３項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第４項」に改め、同第11号(1)を削り、同号(2)中「第42条の12の５第２項」を「第42条の12の５第１項又は令和８年旧措置法第42条の12の５第２項」に、「同項」を「これら」に改め、同号(2)イ中「第27条の12の５第１項」の次に「(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)」を加え、同号(2)を同号(1)とし、同号(3)中「第42条の12の５第３項」を「第42条の12の５第２項」に改め、「同項」の次に「又は令和８年旧措置法第42条の12の５第３項」を加え、同号(3)を同号(2)とし、同号に次のように加える。

(3)　令和８年旧措置法第42条の12の５第１項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。

イ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人を超える場合において、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の租税特別措置法施行令（次号において「令和８年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第１項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第２項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）。

ロ　「期末現在の資本金の額又は出資金の額　(1)」の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が2,000人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数　(2)」の数が1,000人未満である場合

別表六(一)十四の記載要領第11号中「租税特別措置法施行令」を「令和８年旧措置法第42条の12の５第１項から第３項までの規定の適用を受ける場合に令和８年旧措置法施行令」に改め、同第四号中「この号」の次に「及び第８号」を加え、同第五号中「租税特別措置法」を「令和８年旧措置法」に改め、同第六号及び第七号を次のように改める。

6　「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合 0.05 ㉙」及び「プラチナくるみん又はえるぼし３段階目以上を取得している場合 0.05 ㊱」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イからハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。

7　「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合 0.05 ㉝」及び「くるみん又はえるぼし２段階目以上を取得している場合 0.05 ㊴」の各欄は、租税特別措置法第42条の12の５第２項第２号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載すること。

別表六(一)十四の記載要領に次の１号を加える。

8　「⑭≧５％の場合 (0.05又は0.15) ㉟」の欄は、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の５以上であり、かつ、100分の６未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の６以上である場合には「0.15」と記載すること。